

築上町行政事務委託契約書

築上町（以下「委託者」という。）と_____（以下「受託者」という。）は、行政事務の委託に関して、次のとおり行政事務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 委託者は、本契約の定めるところにより、次の業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

- （1） 地域内の要望事項の取りまとめに関すること。
- （2） 公的な募金活動の支援に関すること。
- （3） 行政の事務執行上、必要な住民調査等への協力に関すること。
- （4） 民生委員・児童委員、選挙の投票管理者・立会人の推薦に関すること。
- （5） 風水害、その他災害時の情報提供及び応急対策の協力に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、町から依頼された事項に関すること。

（委託料等）

第2条 委託者は、受託者に対し、委託料として次の各号に掲げる均等割と世帯数割の合計額を支払うものとする。

- （1） 均等割は、年額120,000円とする。
- （2） 世帯数割は、受託者が担当する自治会の世帯数に年額650円を乗じて得た額とする。

2 前項の世帯数は、該当年度の4月1日現在の自治会の加入世帯数とする。

3 契約期間の途中で受託者が交代したときは、委託料の月数割をもって算出した額を新旧それぞれの受託者に支払うものとする。なお、その算出した委託料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（報告書）

第3条 受託者は、4月から9月分までの上半期及び10月から3月までの下半期ごとに業務が完了したときは、委託者に速やかに実績報告書を提出しなければならない。

（委託料の支払）

第4条 委託者は、委託料を4月から9月分までの上半期と10月から3月分までの下半期の2回に分けて支払うこととし、受託者からの請求に基づき、30日以内に支払うこととする。

（契約保証金）

第5条 本契約にかかる契約保証金は、築上町財務規則第85条第1項第7号に基づき免除する。

（契約期間）

第6条 本契約の契約期間は、該当年度4月1日から翌3月31日までとする。

（契約の解約）

第7条 委託者又は受託者は、自己の都合により本契約を解約しようとするときは、相手方に対し、2か月前までに書面により通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

2 委託者は、契約期間の途中で本契約を解約した場合は、委託料を解約した月まで月数割により受託者に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第8条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(契約の解除)

第9条 委託者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約を解除することができる。

(1) 受託者が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 受託者に重大な過失又は背信行為があったとき。

(3) その他前2号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

2 前項の規定により本契約を解除したときは、委託者は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を受託者に請求することができる。

(協議)

第10条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

委託者 築上町大字椎田891番地2
築上町長

受託者 築上町大字
自治会名 _____
代表者名 _____